

# 日本年金機構からのお知らせ

平成24年 1月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

## 70歳以上被用者の届出について

平成19年4月1日以降、厚生年金保険等の適用事業所に使用される70歳以上の方（70歳以上被用者）についても、在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上の方を使用する場合は届出が必要となります。

70歳以上被用者に該当したとき、および該当しなくなったときには「70歳以上被用者該当・不該当届」の提出をお願いします。

※70歳以上被用者とは

70歳以上の方が新たに使用されるか、または被保険者の方が70歳到達後も継続して使用される場合で次の要件の全てに該当される方をいいます。

- ・昭和12年4月2日以降に生まれた方。
- ・過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方。
- ・適用事業所に使用される方で、勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね4分の3以上の方。（「4分の3以上」の判断基準は、あくまでもひとつの目安です。就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。）

## 社会保険料の口座振替の手続きについて

毎月の社会保険料を、ご指定の金融機関の預金口座から口座振替で納めていただきますと、金融機関などの窓口に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、大変便利です。

口座振替をご利用いただく場合は、年金事務所に備え付けてある「保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替に利用される金融機関の確認印を受けた後、年金事務所にご提出ください。

## 平成23年分公的年金等の源泉徴収票の送付について

日本年金機構からお支払いしている年金を受けられている方には、毎年1月中旬から下旬にかけて公的年金等の源泉徴収票をお送りしているところですが、本年は平成24年1月10日から順次送付させていただきます。なお、到着までに1週間程度かかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

退職された方の年金手続き用パンフレットとして、「退職後の年金手続きガイド」を作成いたしました。日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/index.html>）に掲載しておりますので、ご活用ください。



日本年金機構

Japan Pension Service